

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第7号

令和元年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年10月10日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 西田 三十五

- 1 期 日 令和元年10月17日(木) 午後3時30分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○令和元年10月17日

○現在議員12名で次のとおり

1番	櫻	井	道	明
2番	高	木	大	輔
3番	敷	根	文	裕
4番	三	橋	秀	夫
5番	鈴	木	昭	三
6番	加	藤		弘
7番	木	村	利	晴
8番	角		麻	子
9番	原	口	貞	男
10番	川	島	邦	彦
11番	御園	生	浩	士
12番	齊	藤	一	郎

令和元年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

令和元年10月17日（木曜日）午後3時30分開議

日程第1 副議長の選挙

日程第2 議席の指定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 議案の上程

議案第1号から議案第2号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

日程第6 一般質問

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 副議長の選挙
4. 議席の指定
5. 会議録署名議員の指名
6. 会期の決定
7. 議案第1号から議案第2号の上程、説明
8. 議案第1号の質疑、討論、採決
9. 議案第2号の質疑、討論、採決
10. 一般質問
11. 閉 会

○出席議員（11名）

1番	櫻	井	道	明
2番	高	木	大	輔
3番	敷	根	文	裕
4番	三	橋	秀	夫
6番	加	藤		弘
7番	木	村	利	晴
8番	角		麻	子
9番	原	口	貞	男
10番	川	島	邦	彦
11番	御園	生	浩	士
12番	齊	藤	一	郎

○欠席議員 5番 鈴木 昭 三

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	西 田	三 十 五
副 管 理 者	北 村	新 司
副 管 理 者	小 坂	泰 久
会 計 管 理 者	渡 辺	和 也
消 防 長	豊 田	光 弘
次 長	太 田	文 和
総 務 課 長	渡 邊	敏 行
企 画 課 長 補 佐	岡 野	好 伸
予 防 課 長	原 田	英 樹
査 察 調 査 課 長	上 田	敏 広
警 防 課 長	立 崎	俊 和
指 揮 指 令 課 長	須 藤	和 義
佐 倉 消 防 署 長	石 井	美 智 夫
志 津 消 防 署 長	高 橋	一 仁
八 街 消 防 署 長	秋 元	芳
酒 々 井 消 防 署 長	鈴 木	宏 司

○議会事務局出席職員氏名

書 記 敦 賀 和 隆
書 記 清 宮 健 二

◎開会及び開議の宣告

(午後 3時30分)

○議長（櫻井道明） 始めに、佐倉市企画政策部秘書課より組合議会定例会において議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可いたしましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数以上に達しております。

したがって、令和元年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

◎諸般の報告

○議長（櫻井道明） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

管理者より継続費精算報告書について報告がありました。また、監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

続きまして、消防長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

消防長。

(消防長 豊田光弘 登壇)

○消防長の豊田光弘でございます。

お許しをいただきまして、令和元年台風15号及び19号に伴う消防組合の災害活動状況について、行政報告をさせていただきます。

はじめに、台風15号についてでございますが、お手元に配付させていただきました行政報告資料の1ページをお開き頂きたいと思っております。

2の消防組合風水害警防計画に基づく対応をご覧ください。消防組合の警防体制については、消防組合風水害警防計画に基づき、9月8日20時に風水害対策本部設置前の情報の収集、伝達及び関係機関との連絡体制を確保するため、第一配備体制を指示し、非常招集により消防本部職員15名及び各署所職員4名の19名を増員し情報収集体制を確保いたしました。その後、北上を続ける台風の接近により、更に風雨が強まり出動要請が増加したため、9月9日、1時31分に、風水害等による119番通報輻輳時における対応要領に基づき、通報内容から切迫した人的・物的被害の恐れのないものと判断される場合は、当消防組合からちば消防共同指令センターへ 事案外事案対応を依頼し、通常の声指令及び出動指令書を省略し、ちば消防共同指令センターから送出される事案を指揮指令課において出動する消防隊を指定する方式に変更し、増加する消防隊等の出動要請に対応をいたしました。

なお、5時40分には職員の部分招集を行い、消防隊5隊20名の増強を行いました。

さらに、6時15分に、第二配備体制として体制の再強化を行い、消防本部職員32名及び佐倉消防署職員1名の33名体制とし、組合全体で9署所の当直勤務者100名及び参集職員72名の計172名体制で災害対応にあたっております。

続きまして、下段の第1表をご覧ください。

災害出動状況についてですが、台風が千葉市付近に上陸した9月9日から10月11日までの台風15号に起因する災害出動の暫定値にて報告をさせていただきます。

組合管内の総出動件数は257件であり、そのうち風水害出動は214件で活動内容は、倒木の撤去及び瓦等の飛散防止、さらに、総務省消防庁からの助言により実施が可能とされた、ブルーシートの敷設による家屋の応急補修については、高齢者世帯及び要支援者世帯に対して実施を行ったものです。

また、電線が立ち木等と接触し、火災が発生しました出動件数につきましては、4件でございます。道路冠水により走行不能となった車両内からの救助出動が3件でございます。その他の出動につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして2ページの第2表をご覧ください。

救急出動の状況についてでございますが、9月9日から12日までの4日間における出動件数は、組合全体で318件となっており、そのうち、台風により被害を受けた家屋等の補修作業中に屋根等から転落した事故は、28件となっております。

続いて、第3表をご覧ください。

消防組合の救急隊が全て出動し、出動可能な救急隊が一時不在となった状況が生じたため、隣接する6消防本部から36件の受援出動を頂いております。

なお、消防組合からも千葉市をはじめ隣接する4消防本部に29件の応援出動を行っております。

続いて、第4表をご覧ください。

熱中症による救急出動は40件で、傷病程度については、中等症が21人、軽症が19人となっております。

次に、消防組合の庁舎等の被害状況についてでございますが、酒々井消防署のスチール製物置、掲示板の一部及び換気扇フードが破損したほか、停電が発生した消防庁舎が消防本部庁舎をはじめ、5か所の署所となっております。

なお、消防組合では全ての消防庁舎に非常用発電設備を設置しており、災害出動に対して影響は発生しておりません。しかし、停電期間の最も長かった八街消防署及び八街南部出張所については、職員の勤務環境に一部支障をきたす状況が発生しておりますが、職員からの健康被害等の報告はございませんでした。

続きまして、資料にはございませんが、先週末、関東地方から北陸、東北地方に甚大な被害をもたらした台風19号についてでございますが、台風15号により受けた被害の拡大が予想されることを考慮し、10月12日、10時50分、ちば消防共同指令センターに対し、事案外事案対応を依頼すると共に、12時に、第二配備体制を指示し消防長を警防本部長とする、風水害対策警防本部を設置しました。人員については、消防本部職員33名及び消防署所職員147名の計180名体制とし、消防隊22隊、救急隊12隊を配備いたしました。更に、構成市町対策本部との連携強化のため、消防組合から、構成市町の災害対策本部に災害対策情報連絡員として、幹部職員を各1名派遣し、構成市町との情報の共有化

を図ったところでございます。

災害活動状況につきましては、10月12日から13日、13時30分までの災害活動件数は、31件であり、そのうち、佐倉市が18件、八街市が10件、酒々井町が3件となっております。

なお、災害種別ごとの状況については、風水害出動が17件、電線が立ち木等と接触した火災出動が2件、救急支援出動が4件、電線の切断等による警戒出動が3件、偵察出動が4件となっております。

なお、救急出動については、台風に起因するものが5件であり、佐倉市3件、八街市2件となっております。

最後に千葉県消防広域応援隊の出動要請についてでございますが、利根川の水位が一時、氾濫危険水位を超えたため、香取広域市町村圏事務組合消防本部から住民等を避難させるため、消防機関が所有するバス等の出動要請が千葉県知事より県内の消防本部にあり、消防組合においても所有する隊員輸送車1台及び隊員2名を派遣する旨、代表消防機関の千葉市消防局に回答いたしました。自衛隊にて対応が可能とのことから、派遣が中止となっております。

なお、消防組合といたしましては、風水害対応力をより一層強化するため、今年度、総務省消防庁から無償使用にて貸与が決定している、水陸両用バギー及び水難救助資機材を装備した、大規模風水害対策車が配備されることから、災害対応力の更なる向上を図って参ります。引き続き、消防行政に対するご支援をお願い申し上げ、令和元年台風15号及び台風19号に伴う消防組合の活動状況について、行政報告を終わりにさせていただきます。

◎副議長の選挙

○議長（櫻井道明） 日程第1、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に加藤 弘議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました加藤 弘議員を議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました加藤 弘議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました加藤 弘議員が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知いたします。

加藤 弘議員の副議長当選のご挨拶がございます。

加藤 弘議員。

（加藤 弘議員登壇）

○加藤 弘議員 只今、議長より推薦頂き、副議長に就任させていただきます加藤弘でございます。議長を支え、これから一生懸命消防機関に貢献してまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎議席の指定

○議長（櫻井道明） 日程第 2、議席の指定を行います。

このたび八街市から選出された議員の議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号 6 番 加藤 弘議員、議席番号 7 番 木村利晴議員、議席番号 8 番 角 麻子議員、以上のとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻井道明） 日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 73 条の規定により、議席番号 6 番、加藤 弘議員、議席番号 7 番、木村利晴議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（櫻井道明） 日程第 4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたします。

◎議案第 1 号から議案第 2 号の上程、説明

○議長（櫻井道明） 日程第 5、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号から議案第 2 号までの 2 件を一括議題とすることにご異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第2号までの2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 西田三十五 登壇)

○本日、ここに令和元年10月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

はじめに、台風15号及び19号により被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

さて、去る8月に行われました八街市議会議員一般選挙の結果、八街市議会より、加藤 弘議員、木村利晴議員、角 麻子議員が選出されました。心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも消防行政の充実のために、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから、本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 平成30年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額51億2,705万9,868円に対し、歳出総額は49億9,759万8,553円であり、歳入歳出差引残額1億2,946万1,315円のうち、継続費繰越額を除いた実質収支額は1億2,892万4,583円で、そのうち9,424万6,706円を財政調整基金に繰り入れを行ったものでございます。

歳入歳出決算の総額を前年度と比較すると歳入で4億5,587万1,839円、9.8%の増、歳出で4億1,738万2,395円、9.1%の増となっております。

なお、本決算につきましては、去る8月27日に監査委員の審査を受け、要望事項をいただいておりますので、より一層消防業務の適正な執行に努めてまいります。

議案第2号 令和元年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、3,861万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,801万1,000円といたそうとするものでございます。

歳入の補正につきまして、財政調整基金繰入金及び繰越金を増額し、歳出の補正につきまして、常備消防費を増額するほか、公債費のうち、元金を増額し、利子を減額いたそうとするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げますが、細部につきましては、担当者から説明をいたさせますので、何卒、慎重にご審議のうえ、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長(櫻井道明) 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

(次長 太田文和 登壇)

○消防本部 次長の 太田文和でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 平成30年度佐倉市八街市酒々井町消防組一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、決算書の3ページからの歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

歳入から、ご説明をいたします。

1款1項1目常備消防費分担金につきましては、予算現額、調定額及び収入済額ともに38億3,567万8,000円で、これは、構成市町からの常備消防費の分担金でございます。別冊になっております主要施策の成果の説明書の3ページをお開きください。3構成市町別分担金収入状況の常備消防費の項をご覧ください。佐倉市の分担金は、23億3,650万8,000円で、分担割合は、60.91%でございます。八街市の分担金は、10億7,839万1,000円で、分担割合は、28.12%でございます。酒々井町の分担金は、4億2,077万9,000円で、分担割合は、10.97%でございます。この分担割合は、前年度の消防費に係る基準財政需要額の割合で、負担をいただいております。

それでは、再び決算書の3ページにお戻りください。2目長期債償還分担金は、予算現額が、4億7,059万1,000円で、調定額及び収入済額ともに4億7,058万8,554円でございます。長期債償還分担金につきましては、起債対象事業ごとの借り入れ別に、それぞれ構成市町に分担していただいております。平成30年度の収入状況は備考欄に記載してございますが、佐倉市が、3億2,537万4,915円、八街市が、1億447万3,569円、酒々井町が、4,074万70円でございます。

続きまして、1款2項1目庁舎建設費負担金につきましては、予算現額、調定額及び収入済額ともに、3,449万7,000円でございます。これは、佐倉消防署神門出張所庁舎改築工事に係る負担金でございます。

なお、構成市町別の収入状況につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、2款1項1目手数料につきましては、予算現額が200万円で、調定額及び収入済額ともに207万4,980円でございます。これは、危険物施設の許可申請手数料等の収入でございます。

続きまして、4ページに進んで、3款1項1目国庫補助金につきましては、予算現額、調定額及び収入済額ともに、3,529万3,000円で、これは、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車Ⅱ型、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅰ－A型及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅰ－B型の更新に対する緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

次に、4款1項1目県補助金につきましては、予算現額、調定額及び収入済額ともに128万8,000円で、これは、指揮車の更新に対する消防防災施設強化事業補助金でございます。

次に、5款1項1目利子及び配当金につきましては、予算現額5,000円、調定額及び収入済額ともに4,180円で、これは、財政調整基金預金利子でございます。2項1目物品売払収入につきましては、予算現額76万8,000円、調定額及び収入済額ともに76万9,000円で、これは、更新した消防車両4台の売払いによる収入でございます。

続きまして、5ページにお進みください。

7款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、予算現額7,555万4,000円で、調定額及び収入済額ともに7,555万3,000円でございます。これは、補正予算財源として繰り入れを行ったものでございます。

次に、8款1項1目繰越金につきましては、予算現額1,036万1,000円で、調定額及び収入済額ともに1,036万円でございます。これは、前年度庁舎建設費負担金の継続費を繰越したものでございます。

次に、9款1項1目預金利子につきましては、予算現額1,000円、調定額及び収入済額ともに6,905円でございます。これは、歳計現金預金利子でございます。2項1目雑入でございますが、予算現額が1億8,577万1,000円で、調定額及び収入済額ともに1億8,634万7,249円でございます。雑入の主なものとしたしまして、備考欄に記載してございますが、退職手当負担金還付金が、1億7,077万105円、千葉県派遣職員負担金が742万98円、保険事務手数料が299万7,105円、高速自動車国道救急業務支弁金が244万9,980円でございます。

続きまして、6ページにお進みください。

10款1項1目組合債につきましては、予算現額が4億7,500万円で、調定額及び収入済額ともに4億7,460万円でございます。これは、消防車両5台の整備事業、ちば消防共同指令センター部分更新負担金、J-ALERT更新業務委託及び佐倉消防署神門出張所庁舎改築工事・工事監理業務委託に伴う組合債でございます。

以上で、歳入について説明を終わりにさせていただきます。

次に、歳出でございますが、7ページにお進みください。

1款1項1目議会費につきましては、予算現額が125万3,000円で、支出済額は114万6,038円、執行率は91.5パーセントでございます。支出の主なものは、組合議会議員報酬、組合議会行政視察に係る旅費及びバス借上げ料でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、予算現額が126万2,000円で、支出済額は114万4,803円、執行率は90.7パーセントでございます。支出の主なものは、特別職給料、財政調整基金積立金等でございます。2項1目監査委員費につきましては、予算現額が11万2,000円、支出済額が10万9,147円でございます。支出の主なものは、監査委員報酬でございます。

8ページにお進みください。

3款1項1目常備消防費の予算現額は、43億1,123万3,000円で、支出済額は42億1,893万888円、執行率は97.9パーセントでございます。節ごとの主な支出としたしまして、人件費で、2節給料15億5,132万2,288円、3節職員手当等13億323万6,388円、4節共済費5億6,636万978円等で、人件費の常備消防費に占める割合は、81.1パーセントでございます。

9ページにお進みください。

11節需用費の支出は1億5,697万448円で、主なものは光熱水費が5,184万1,212円、修繕料が3,147万5,308円、貸与品購入費が3,601万1,864円でございます。

13節委託料の支出は4,727万7,105円で、備考欄に記載のとおり、各種設備・機械器具の保守業務及び職員定期健康診断等の委託料でございます。

なお、消防業務特有の事業で主なものは、11ページ中段に記載します、はしご付消防自動車の保守点検業務委託及び救急救命士病院研修委託、12ページの最上段に記載します、救急用機器保守点検、中段に

記載します、消防救急デジタル無線機保守点検等でございます。

13 ページにお進みください。

14 節使用料及び賃借料の支出は、3,660万5,293円で、備考欄に記載のとおりでございますが、のうち機器賃借料が3,197万626円で、各種事務用機器及び火災調査分析機器等の賃借料でございます。

18 節備品購入費の支出は、2億4,880万3,685円で、内訳といたしまして、車両購入費が、2億4,153万8,392円、消防用ホース等の警防用備品購入費が、583万1,449円でございます。

14 ページにお進みください。

19 節負担金、補助及び交付金の支出は、7,448万2,302円で、備考欄に記載のとおりでございますが、主なものといたしまして、県消防学校入校負担金280万9,058円、救急救命士研修負担金239万5,000円、印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会負担金572万8,500円、消防救急デジタル無線設備維持管理負担金947万4,008円、ちば消防共同指令センター運営経費負担金4,042万918円、ちば消防共同指令センター部分更新負担金1,085万9,268円等でございます。

23 節償還金、利子及び割引料の支出は、2億1,403万8,505円で、構成市町償還金が、1億9,377万7,552円、消防救急無線共同整備事業に係る助成金返還金が、2,026万953円でございます。内訳といたしまして、構成市町償還金の1億9,377万7,552円は、退職手当負担金還付金1億7,077万105円及び消防救急無線共同整備事業において、契約相手の不正行為により支払われた損害賠償金相当額のうち、構成市町負担分の2,300万7,447円を、それぞれ構成市町へ償還したものでございます。

また、消防救急無線共同整備事業に係る助成金返還金の2,026万953円は、消防救急無線共同整備事業に係る損害賠償金相当額のうち、公益財団法人千葉県市町村振興協会助成金分を同協会へ返還したものでございます。

15 ページにお進みください。

3 款 1 項 2 目庁舎建設費につきましては、予算現額が、3億4,035万7,000円、支出済額は、3億567万9,123円で、これは、佐倉消防署神門出張所庁舎改築工事に係る工事請負費等でございます。

4 款公債費は、予算現額 4億7,059万1,000円で、支出済額は、4億7,058万8,554円でございます。

5 款予備費の支出は、ございませんでした。

次に、16 ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が51億2,705万9,868円、歳出総額が49億9,759万8,553円、歳入歳出差引額は、1億2,946万1,315円で、翌年度へ繰り越すべき財源は、継続費通次繰越額が、53万6,732円でございます。よって、実質収支額は、1億2,892万4,583円で、地方自治法第233条の2の規定により、9,424万6,706円を財政調整基金に繰り入れを行ったものでございます。

次に、17 ページの財産に関する調書の1 公有財産及び18 ページの2 物品につきましては、表に記載のとおりでございます。

なお、3 基金の財政調整基金につきましては、前年度末現在高は、1億6,479万1,380円、決算年度中増減高は、583万1,871円の増であり、決算年度末現在高は、1億7,062万3,251円であります。

次に、平成30年度の主な事業につきまして、別冊の主要施策の成果の説明書によりご説明をいたします。
主要施策の成果の説明書16ページをご覧ください。

(1) 常備消防費のうち、3警防課(1)車両整備でございますが、経年劣化により、機能低下や老朽箇所が見受けられることから実施3か年整備計画に基づき、消防車両7台を更新したものでございます。はじめに、ア災害対応特殊化学消防ポンプ自動車Ⅱ型は、佐倉消防署神門出張所の配置車両で、導入後19年が経過したことから、更新を行ったもので、事業費は、6,453万円でございます。

次に、イ災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅰ-A型は、志津消防署志津南出張所の配置車両で、導入後14年が経過したことから、更新を行ったもので、事業費は、5,823万3,600円でございます。

次に、ウ災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅰ-B型は、八街消防署の配置車両で、導入後19年が経過したことから、更新を行ったもので、事業費は、5,821万2,000円でございます。

次に、エ高規格救急自動車は、八街消防署八街南部出張所の配置車両で、導入後9年が経過したことから、更新を行ったもので、事業費は、3,126万6,000円でございます。

次に、オ指揮車(支援車Ⅳ型)は、警防課の配置車両で、導入後16年が経過したことから、更新を行ったもので、事業費は、1,931万400円でございます。

次に、カ指揮車2台は、志津消防署及び八街消防署の配置車両で、導入後23年が経過したことから、更新を行ったもので、事業費は、998万6,392円でございます。

続きまして、24ページをご覧ください。

(2) 庁舎建設費でございますが、1企画課(1)佐倉消防署神門出張所庁舎改築工事・工事監理業務委託につきましては、平成29・30年度の継続事業で、全体事業費は、3億3,404万4,000円で、各年度の事業費は、平成29年度が3,280万円、平成30年度が3億124万4,000円でございます。

なお、平成30年9月25日に竣工し、勤務環境及び衛生面の改善が図れたところでございます。その他の事業につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、26ページ以降に職員配置表、車両配置表、平成30年度の火災概要及び救急活動状況を記載させていただいております。

以上で、議案第1号の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第2号 令和元年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について、でございますが、補正予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,861万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、47億7,801万1,000円といたそうとするものでございます。細部につきましては、6ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書2の歳入でございますが、7款1項1目 財政調整基金繰入金を、393万8,000円増額し、393万9,000円といたそうとするものでございます。これは、補正予算財源として繰り入れを行うものでございます。

次に、8款1項1目繰越金を、3,467万8,000円増額し、3,467万9,000円といたそうとするものでござ

います。これは、平成29・30年度における佐倉消防署神門出張所庁舎改築工事に係る庁舎建設費負担金の残額で、構成市町へ償還するものでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。3の歳出でございますが、3款1項1目常備消防費は、補正前の額が42億8,256万円で、3,715万8,000円を増額し、43億1,971万8,000円といたそうとするものでございます。補正の内容でございますが、18節 備品購入費につきましては、警防用備品を購入するもので、佐倉消防署の高度救助隊に配備する高度救助用資機材のうち、画像探査機Ⅱ型が、導入後10年が経過し、機能低下が見受けられ、修理不能であることから、更新を行うため、393万8,000円を増額いたそうとするものでございます。

次に、23節償還金、利子及び割引料につきましては、平成29・30年度における佐倉消防署神門出張所庁舎改築工事に係る庁舎建設費負担金の残額等を構成市町へ償還するため、3,322万を増額いたそうとするものでございます。

続きまして、4款1項公債費は、補正前の額が4億5,059万7,000円で、145万8,000円を増額し、4億5,205万5,000円といたそうとするものでございます。補正の内容でございますが、1目元金、23節償還金、利子及び割引料を、319万8,000円増額いたそうとするものでございます。これは、平成30年度借入組合債の当初予算における元金未計上分でございます。2目利子、23節償還金、利子及び割引料を、174万円減額いたそうとするものでございます。これは、平成30年度借入組合債の利子確定に伴う減額でございます。

以上で、提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第1号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第2号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上を持ちまして、本議会に付議されました案件は終了いたしました。

◎一般質問

○議長（櫻井道明） 日程第6、一般質問を行います。

議席番号10番、川島邦彦議員の質問を許します。

川島邦彦議員。

（議席番号10番 川島邦彦 登壇）

○10番（川島邦彦） 議席番号10番、川島邦彦でございます。救急関係について質問をいたします。我が国の救急需要件数は年々増加し、昨年の救急出動件数は過去最多を記録したと聞いております。高齢化を背景として救急需要が増大する一方、救急隊の増隊には限界があるため、いかにして救急等の安定的かつ持続的に提供するかが消防業務の大きな課題と考えております。そのような中で、救急活動で重要な蘇生処置について3点お聞きいたします。

第1点目としては、救急隊が実施する蘇生処置に係る基準等について、県や国の動向はどの様になっているかを伺います。

2点目としては、当組合の実態として、蘇生処置の実績及び家族等から蘇生処置を希望しない旨の申し出の有無についてお伺いをいたします。

3点目としては、今後の当組合としての動向についてお伺いをいたします。

○議長（櫻井道明） 警防課長。

（警防課長 立崎俊和 登壇）

○警防課長（立崎俊和） 警防課長の立崎俊和です。川島邦彦議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、蘇生処置に係る法律等の国や県の動向についてでございますが、国においては現在のところ、救急隊における蘇生処置中止に係る基準は示されておられません。なお、総務省消防庁が所管する、平成30年度救急業務のあり方に関する検討会において、傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会を設置し、現在も検討中であり、今後も引き続き全国の消防本部に対し実態調査を進めて検討を行ってゆく予定となっております。

次に、当組合の実態として、蘇生処置の実績及び家族等から蘇生処置を希望しない旨の申し出の有無についてでございますが、消防組合の実態として、本年1月から9月末時点の救急出場件数9,989件のうち、救急隊が行った蘇生処置の実施件数は236件であり、そのうち家族等から傷病者本人が蘇生処置を希望しないことを伝えられた事案は3件ありましたが、救急隊としては蘇生処置を行い医療機関へ搬送を行っております。

最後に、今後の当組合としての動向についてでございますが、消防組合としては、今後、国や県の動向を注視するとともに、印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会、印旛市郡医師会及び関係機関と協議を行ってまいります。

以上で答弁を終了いたします。

○議長（櫻井道明） 川島邦彦議員。

○10番（川島邦彦） ご答弁ありがとうございました。答弁の中では、消防庁で検討するというこのようですので、そのことを受け止めたいと思います。私の問題意識と要望について発言させて頂きたいと思っております。高齢化が進んでおるわけですが、高齢者は非常に脆くなっているという状況になっております。容態によって、本人あるいはご家族の方が、これ以上、蘇生によって負荷をかけるということについては、避けてもらいたい、あるいは静かに最後を迎えたいといった状況も今後増えてくるのではないかと、こんな思いがしております。蘇生処置そのものが、見ていて辛いという状況も想定をされるわけでございます。そうした状況の中で、蘇生処置を希望しない申し出が3件あったと答弁がありましたが、そういった希望について受け止める、対応について処置しないという選択肢があっても良いのではないかと問題認識をもっております。例えば、入院などをすると緊急時に延命処置を希望するかどうかというようなことを病院側から求められる状況もあります。病院においては、ある程度静かにと、本人やご家族の要望があるのは事実で、病院側も受け止めての処置をしているということでございますから、救急出動においても同様な観点で、一定の条件で確認できることが大前提と思っておりますが、その辺は医師会と十分に相談してメディカルコントロールとの対応も含めて、蘇生処置のあり方について検討いただきたいという問題認識でございます。つきましては、国や県の状況を見守りたいということのようでございますので、その検討結果が出たならば、当議会において議員が情報を共有させて頂くよう情報提供いただきたい。そして、その上で私が申し上げたような蘇生処置のあり方について、国や県の基準に照らし合わせて当組合が具体的にどう対応するのか、選択肢を持って対応するのかどうかということなどの議論をしていただきたいという要望でございます。以上でございます。

◎閉会の宣告

○議長（櫻井道明） 以上をもちまして、令和元年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後 4時31分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 櫻 井 道 明

署名議員 加 藤 弘

署名議員 木 村 利 晴